

令和元年度答申第88号  
令和2年3月9日

諮問番号 令和元年度諮問第104号（令和2年2月5日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は同法1条の被爆者に該当しないとして、本件申請を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

- (1) 被爆者援護法1条は、「被爆者」とは、同条各号のいずれかに該当する者であって、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいうと規定し、同条2号は、原子爆弾が投下された時から起算して「政令で定める期間」内に同条1号に規定する区域のうちで「政令で定める区域」内に在った者を掲げ、同条3号は、同条1号及び2号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された

際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者を掲げている。

- (2) 上記(1)の「政令で定める期間」については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号。以下「被爆者援護法施行令」という。)1条2項が、「広島市に投下された原子爆弾については昭和20年8月20日までとし、長崎市に投下された原子爆弾については同年同月23日までとする。」と規定している。また、上記(1)の「政令で定める区域」については、同条3項が、「原子爆弾が投下された当時の別表第2に掲げる区域とする。」と規定しているが、別表第2には、B駅(後記2(1))の所在地は含まれていない。
- (3) 被爆者援護法2条1項は、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地の都道府県知事に申請しなければならないと規定し、同条3項は、都道府県知事は、申請者が被爆者援護法1条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする規定している。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成29年8月15日、処分庁に対し、昭和20年8月10日から約1か月間、上司から助勤勤務に行くよう指示され、当時のB駅において勤務したことなどにより被爆したと主張して、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請(本件申請)をした。  
(被爆者健康手帳申請書)
- (2) 処分庁は、平成29年11月10日付けで、審査請求人に対し、審査請求人が被爆者援護法1条2号に定める期間内に同号に定める区域内に立ち入ったこと及び同条3号に定める身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあったことを確認することができないから、審査請求人は同法1条の被爆者に該当しないとして、本件却下処分をした。  
(被爆者健康手帳交付申請の却下について(通知))
- (3) 審査請求人は、平成29年12月15日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。  
(審査請求書)
- (4) 審査庁は、令和2年2月5日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

### 3 審査請求人の主張の要旨

昭和20年8月10日から約1か月間、B駅に勤務して以来、2週間以上の下痢、19歳の後半から50歳代の前半まで続いた鼻血、白内障・緑内障及び両手両足の紫斑に苦しんでいる。また、黒い雨の影響が体に出ていることから、本件却下処分取消しを求める（なお、審査請求人は、本件申請時の面接において、黒い雨の影響が自分の体に出ているのではないかと申述している。）。

### 第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員意見書にあるとおり、審査請求人が被爆者援護法1条2号又は3号の要件に該当することを確認することができないとして、本件審査請求は棄却すべきであるとしている。審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

審査請求人が昭和20年8月10日から約1か月間勤務したと申し立てているB駅は、被爆者援護法1条2号の「政令で定める区域」の外にあり、審査請求人はB駅の外には出ていないと申述していることから、審査請求人は、被爆者援護法1条2号の要件には該当しない。

また、審査請求人がいたB駅は、「被爆者援護法第1条第3号に係る審査の指針」（平成22年2月23日付け厚生労働省健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室の事務連絡の別添。以下「本件指針」という。）の「被爆して負傷した者が多く集合していた環境」に該当しないし、審査請求人は、小荷物の取扱い、荷受け発送や積込みの作業をずっと終日した、被災者の救護などは全くしていない旨を申述しているから、審査請求人は、本件指針の被爆した者との接触や被爆した者の輸送又は死体の処理に従事した者に該当しないため、被爆者援護法1条3号の要件にも該当しない。

審査請求人は、「黒い雨の影響が自分の体にも出ているのではないかと思う。」と申述している。この影響を認定するためには、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）附則2条に規定する第一種健康診断受診者証の交付を受け、健康診断の結果一定の障害（造血機能障害等）があると診断される必要がある。そして、第一種健康診断受診者証の交付を受けるためには、原子爆弾が投下された際に被爆者援護法施行令別表第3の区域に在ったことが必要であるが、審査請求人がいたのは同人の住所地であるC県であり、当該受診者証の交付要件には該当しないから、審査請求人が黒い雨が原因で身体に原子爆弾の放射能の影響を受けたと認めることはできな

い。

したがって、本件却下処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

### 第3 当審査会の判断

当審査会は、令和2年2月5日、審査庁から諮問を受け、同月14日、同月21日及び同年3月6日の計3回、調査審議をした。

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件では、本件審査請求の受付（平成29年12月15日）から審理員の指名（令和元年9月6日）までに約1年9か月もの長期間を費やしたため、本件審査請求の受付から本件諮問までに約2年2か月もの期間を要している。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）1条（目的）では、国民の権利利益の救済のための不服申立て制度として、迅速な手續の下で不服申立てをすることができることが求められていることから、本件審査請求受付から本件諮問までに上記のような長期間を要したことは、同法の目的にもとるものというほかない。

当審査会は、被爆者援護法に係る諮問に対し、累次にわたり、審査請求の審理期間の長さを指摘して速やかな改善を求めてきたが、依然として改善が図られていないのは遺憾である。審査庁における真摯な対応が求められる。

- (2) 上記（1）で指摘した点以外で一件記録をみる限り、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

#### 2 本件却下処分の適法性及び妥当性について

- (1) 審査請求人は、昭和20年8月10日から約1か月間、B駅に入市して被爆したなどと主張して、本件申請をした。

これに対して、処分庁は、被爆者援護法1条の2号及び3号のいずれの要件にも該当しないとして、本件却下処分をした。

- (2) 被爆者援護法1条2号の該当性について

被爆者援護法1条2号の該当性については、被爆者援護法施行令の規定（上記第1の1の（2））に則して判断することとなる。B駅の所在地である当時のD地は、被爆者援護法施行令別表第2に掲げる区域には含まれていない。また、審査請求人は、本件申請時の面接において、「B駅では持ち場を離れていない。市内へは行かずに外に出ることもなかった。」と申述し

ているし、それ以外に、同号に掲げる区域に入市したことをうかがわせる資料もないから、審査請求人が被爆者援護法1条2号の要件に該当しないとした判断は、妥当である。

### (3) 被爆者援護法1条3号該当性について

被爆者援護法1条3号の該当性について、審査庁は、本件指針に則して判断している。

被爆者援護法1条3号は、同条1号及び2号に掲げる者のほか、「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」と規定している。

被爆者援護法1条1号及び2号は、原子爆弾投下時における爆心地からの距離、原子爆弾投下後一定期間における入市行動の有無という類型的な要件（直接被爆、入市被爆）によって、被爆者の該当性を判断することとしているところ、同条3号は、その二つの要件に準ずる状態として、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあったことを被爆者の要件として規定している。この点について、本件指針は、同号に該当すると認めるものとして、①被爆者援護法施行令1条2項に定める期間内に、原子爆弾が投下された当時の被爆者援護法施行令別表第2に掲げる区域以外の区域において、被爆して負傷した者が多く集合していた環境に相応の時間とどまると認められる者、②被爆して負傷した者が収容されている環境にいたが、①に該当しない者については、同項に定める期間内に、原子爆弾が投下された当時の被爆者援護法施行令別表第2に掲げる区域以外の区域において、被爆して負傷した者との接触により、①に該当する者と同程度以上の被爆状況にあったと認められる者及び③被爆した者の輸送又は被爆した者の死体の処理に従事し、被爆して負傷した者と接触があった者については、同項に定める期間内に、原子爆弾が投下された当時の同表第2に掲げる区域以外の区域において、①に該当する者と同程度以上の被爆状況にあったと認められる者を掲げており、上記①から③までに該当しない被爆状況については、これらに相当する被爆事実が認められるかについて個別に審査を行うこととしている。本件指針は、E市が平成21年3月に言い渡された被爆者健康手帳交付申請却下処分を取り消す旨のF地方裁判所判決を踏まえ検討することを表明し、A県、G県、E市及びH市における協議を踏まえて取りまとめられた。本件指針は、その経緯や具体の基準とともにこれらに相当する被爆事実が認められるかについて個別審査を予定

していることなどに照らせば、その内容は相応の合理性を有するものと考えられる。

しかるところ、審査請求人は、昭和20年8月10日から約1か月間、B駅で助勤した際に被爆した旨主張し、B駅では小荷物の取扱い、荷受け発送や積込みの作業をずっと終日した、被災者の救護などは全くしていない旨を申述するのみであって、作業が行われた駅の状況や作業内容の詳細等の被爆状況を明らかにするための公的資料、第三者の申述その他の資料も提出していない（この点について、処分庁は、審査請求人がB駅で助勤していたことは事実として認定している（弁明書）。）。そうすると、審査請求人が上記①から③までに該当していないことは明らかであり、これらに相当する被爆事実があったことを認めることも困難といわざるを得ない。そして、審査請求人の上記の主張の状況からすれば、本件指針に掲げられているもののほか、「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった」と認めることができる事情も認められず、審査請求人が被爆者援護法1条3号の要件についても該当しないとした判断に不合理な点はなく、是認できる。

なお、黒い雨の影響が出ているとの審査請求人の申述については、審査庁が主張する（上記第2）とおり、審査請求人はその認定の前提となる第一種健康診断受診者証の交付対象には含まれていない。

（4）したがって、本件却下処分が違法又は不当であるとはいえない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚	誠
委	員	佐	脇	敦
委	員	中	原	茂